

平成十四年二月

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う宣言	二
二	条約の内容	二
1	目的	二
2	残留性有機汚染物質の意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置	二
3	個別の適用除外の登録	三
4	残留性有機汚染物質の意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置	三
5	残留性有機汚染物質の在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置	三
6	実施計画	三
7	附属書A、附属書B及び附属書Cへの化学物質の掲載	三
8	情報の交換、公衆のための情報、啓発及び教育並びに研究、開発及び監視	三
9	技術援助及び資金供与	四
10	報告	四
11	紛争の解決	四
12	締約国会議及び事務局	四

13	最終条項	四
14	附属書	四
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 平成四年（千九百九十二年）六月の国際連合環境開発会議において採択されたアジェンダ二十一の第十七章は、海洋汚染の大きな原因となつている物質の一として「合成有機化合物」を挙げるとともに、この問題への国際的な取組を開始するための政府間会合の開催を要請した。また、平成七年（千九百九十五年）十月、ワシントンにおいて開催された政府間会合では、特に早急な対応が必要であると考えられる十二の残留性有機汚染物質の減少に向けて、これらの物質の排出を規制するために法的拘束力のある国際的な枠組みを確立するよう行動すべきであるとの宣言が採択された。

(2) これを受けて、平成十年（千九百九十八年）六月から五回にわたつて残留性有機汚染物質の規制に関する政府間交渉会議が開催され、昨年五月二十二日にストックホルムで行われた外交会議において、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等について定め、これらの物質から人の健康及び環境を保護することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結して早期発効に寄与することは、これらの物質の製造及び使用の規制等についての国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 附属書に掲げる残留性有機汚染物質の意図的な製造、使用及び輸出入を禁止し又は制限すること。
- (2) 附属書に掲げる物質の意図的でない生成を削減するために、その発生源を特定し及び特徴付けをし並びにこれについて取り組むとともに、この条約が効力を生じた後二年以内に行動計画を作成し及び実施すること。
- (3) 附属書に掲げる残留性有機汚染物質の在庫及び廃棄物を特定し、環境上適正な管理を行うこと。
- (4) 開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための費用を負担することを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、本年二月五日現在、百十四箇国が署名していることからもつかかれるように、国際的に高い関心が持たれているものである。特に、本年八月に「持続可能な開発に関する世界首脳会議」の開催が予定されており、環境問題に対する国際的な関心が更に高まってきており、同会議の議題の一として、残留性有機汚染物質をはじめとする有害な化学物質に関する対策についても取り上げられる見込みである。我が国としても、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての国際協力に貢献するため、この条約を締結してその早期発効に寄与することが望ましい。

5 我が国の行う宣言

この条約は、規制対象である残留性有機汚染物質を掲げる附属書の改正が行われた場合には、締約国が、改正部分について別途締結を行わない限り、自国について当該改正が効力を生じない旨の宣言をこの条約を締結する時に行うことができる旨規定している（第二十五条4）。我が国は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護するというこの条約の目的にかんがみ、締約国会議等における議論に基づいて附属書に追加すべきとされる物質については、国内法上の問題がなければ、原則としてこの条約上の規制対象として受け入れることが望ましいとの観点から、この宣言を行わない。なお、締約国は、自国が附属書の改正を受諾することができない場合には、寄託者に対し書面によりこれを通告することができる（第二十二条4）。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十箇条、末文及び六の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

2 残留性有機汚染物質の意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置（第三条）

(1) 附属書Aに掲げる物質（九物質）の意図的な製造、使用及び輸出入を禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとる（第三条1(a)）。なお、この条約には、この条約上の義務の適用が除外される場合が規定されており、我が国は、附属書A

第一部注釈(ii)の規定に基づき、この条約の効力発生の日以前に製造された又は既に流通している物品の成分として含有されている量の化学物質として、クロルデン及びヘプタクロルにつき事務局に対する通告を行う。

(2) 附属書Bに掲げる物質（一物質）の意図的な製造、使用及び輸出入を制限する（第三条1(b)）。

(3) 附属書Dの基準（化学物質の附属書への追加を検討する際の選別のための基準）を考慮し、並びに残留性有機汚染物質の特性を示す新規の化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措置をとる（第三条3）。

3 個別の適用除外の登録（第四条）

附属書A又は附属書Bに掲げる個別の適用除外の登録に関する手続等について規定している。

4 残留性有機汚染物質の意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置（第五条）

附属書Cに掲げる物質（四物質）の放出源を特定し及び特徴付けをし並びにこれについて取り組むとともに、この条約が効力を生じた後二年以内に行動計画を作成し及び実施するための措置をとる。

5 残留性有機汚染物質の在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置（第六条）

附属書A及び附属書Bに掲げる物質の在庫並びに附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる物質の廃棄物を特定するための適当な戦略を作成し、環境上適正な管理を行うよう適当な措置をとる。

6 実施計画（第七条）

この条約に基づく義務を履行するための計画を作成し、及びその実施に努める。

7 附属書A、附属書B及び附属書Cへの化学物質の掲載（第八条）

附属書A、附属書B及び附属書Cへの化学物質の掲載の手続について定める。

8 情報の交換、公衆のための情報、啓発及び教育並びに研究、開発及び監視（第九条から第十一条まで）

(1) 残留性有機汚染物質に関連する情報を締約国間で又は事務局を通じて交換することを円滑にし又は実施する（第九条）。

(2) 残留性有機汚染物質に関する情報の公開、啓発事業の実施等を締約国の能力の範囲内で促進する（第十条）。

(3) 残留性有機汚染物質の人及び環境に対する影響、放出の削減等に関する研究等を締約国の能力の範囲内で奨励し又は実施する

(第十一条)。

9 技術援助及び資金供与(第十二条から第十四条まで)

(1) 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行する能力を開発し及び強化することを援助するため、適時かつ適当な技術援助を提供するよう協力する(第十二条2)。

(2) 先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、贈与又は緩和された条件により適当かつ持続可能な資金供与を行うための制度を通じて、新規のかつ追加的な資金を供与する(第十三条)。

(3) 第十三条に定める資金供与の制度が決定されるまでの間、暫定的に当該制度の運営を地球環境基金に委託する(第十四条)。

10 報告(第十五条)

締約国は、この条約を実施するためにとった措置及びその効果について締約国会議に報告する。

11 紛争の解決(第十八条)

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争の解決について規定している。

12 締約国会議及び事務局(第十九条及び第二十条)

(1) 締約国会議は、第一回会合の後、定期的に開催するものとし、この条約の実施について検討し及び評価する。また、残留性有機汚染物質検討委員会という名称の補助機関を設置する(第十九条)。

(2) 事務局の任務は、国際連合環境計画事務局長が遂行する(第二十条)。

13 最終条項(第二十一条から第三十条まで)

改正、投票権、署名、批准等、効力発生、留保、脱退等について規定している。

14 附属書

廃絶の対象となる物質(附属書A)、制限の対象となる物質(附属書B)、意図的でない生成から生ずる放出の削減の対象となる物質(附属書C)、残留性有機汚染物質に関する情報の要件及び選別のための基準(附属書D)、危険性の概要に関する情報の要件

(附属書 E) 並びに社会経済上の検討に関する情報 (附属書 F) について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。資金供与の義務については、予算措置が必要となる。具体的な予算措置については、この条約の効力発生の後に開催される締約国会議の結果等を踏まえて講ずることになる。

(参考)

1 採択 平成十三年五月二十二日 ストックホルムにおいて採択

2 効力発生 平成十四年二月五日現在 未発効(五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 平成十四年二月五日現在 百十四箇国

アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンティン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボリヴィア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、カンボディア、カメルーン、カナダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、クロアチア、キューバ、チェッコ、デンマーク、ジブティ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルヴァドル、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ジョルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェイト、ラトヴィア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マダガスカル、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドヴァ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノールウェー、パキスタン、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポランド、ポルトガル、ルーマニア、サモア、セネガル、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリ・ランカ、スーダン、スウェーデン、スイス、タンザニア、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラ、ヴィエトナム、イエメン、ジンバブエ、欧州共同体

4 締約国 平成十四年二月五日現在 五箇国

カナダ、フィジー、レソト、オランダ、サモア